

練馬区指定介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス重要事項説明書

1 事業者概要

事業者名	有限会社 イシワタ
事業所の所在地	東京都練馬区小竹町 1-35-2
代表者名	石 綿 敏 英
電話番号	03-3955-9330
居宅介護サービスの種類	訪問介護

2 事業所名の概要

名称	えこだ介護サービス
指定番号	東京都 1371901925
所在地	東京都練馬区小竹町 1-35-2
電話番号	03-3955-9330
通常の事業の実施地域	練馬区

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	要支援状態にある高齢者に対し適切な指定介護予防訪問介護を提供する。
運営の方針	事業所の訪問介護員は、要介護者等の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来る様、生活全般にわたる援助を行います。

4 職員体制

介護福祉士	10名以上
訪問介護員（ヘルパー2級）	20名以上

※当事業所は訪問介護員（ホームヘルパー）の住所、電話番号等の個人情報をお知らせできませんので、ヘルパーに連絡の必要のある時には事業所へご連絡下さい。

5 営業時間

営業日	月曜日～土曜日
営業時間	午前9時～午後6時

※ 営業時間外は、相談に応じます。

6 サービス内容

- （１）「練馬区指定訪問介護訪問型サービス」は、利用者の居宅(自宅)において介護福祉士その他政令で定める者により行われる、掃除・洗濯等の日常生活にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すサービスです。
- （２）サービス提供に当たっては、「介護予防生活支援サービス計画書」に沿って計画的に提供します。

【サービス内容の区分】

<生活援助>

1、掃除 2、洗濯 3、調理 4、買物 5、薬の受け取り等

<自立支援の為の見守りの援助（身体介護）>

1、服薬介助 2、入浴の介助（見守り） 3、外出介助

7 利用料金

（１） サービス利用料

- ・練馬区総合事業訪問型サービスを利用する場合は、基本部分と加算の額になります。

（別紙参照）

- ・原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割、2割、3割の額です。

ただし介護保険の支給限度額を超えてサービス利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

・制度改正により利用料の改正があった場合は、新しい料金表を提示致します。

＊「練馬区総合事業訪問型サービス」のサービス提供時間は、利用者の練馬区総合事業ケアプランに定められた目安の時間を基準とします。

＊「練馬区総合事業訪問型サービス」のサービス提供時間は1回あたり60分以内とします。

＊週3回以上の利用は、要支援2相当に該当する方に限り提供します。

＊要介護認定の更新や区分変更の申請を行い、要介護と認定された場合には要介護の契約をさせていただきます。その時は要介護としての初回訪問介護の算定対象になります。

(2) 交通費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある場合は、交通費の実費を頂きます。

(3) キャンセル料

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

サービス提供の前日午後6時までにご連絡いただいた場合 無料

サービス提供の前日午後6時までにご連絡がなかった場合 1,000 円

※前日の午後6時以降及び当日キャンセルが度々ある場合は、御相談の上ホームヘルパー派遣を中止する場合があります。

(4) その他

①ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はご利用者様のご負担になります。

②練馬区総合事業の認定申請をしてから認定の結果が出る前に暫定でサービスを利用された場合や、認定の結果により要介護となった場合や非該当となった場合は、それまでに利用したサービスが全額自己負担となる場合があります。

(要介護となった場合は本契約締結日からの要介護の再契約になります。)

8 サービスの中止・変更

①ご利用者様及び同居される家族が感染症（インフルエンザ・ノロウイルス・新型コロナウイルス等）を発症した場合には、症状が治まり医師の許可が出るまでは訪問を中止させていただく場合があります。

②天候不順（大雪・台風等）または災害（地震）等によりサービスの実施、継続が困難な場合は訪問を中止、または変更させていただく場合があります。

9 ハラスメント防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止対策に向け取り組みます。

- (1) 介護現場において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為上記①～③は当該職員、ご利用者及びその家族が対象となります。
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどをもとに即座に対応し、再発防止会議等により同事案が発生しないための再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

10 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 当該事業所従業者または養護者（現に養護している家族・親戚・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区に通報します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業者は次のとおり虐待防止責任者を定めます。

役職：管理者 氏名：須釜妙子

11 感染症対策について

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。

(4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(5) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施しています。

1 2 業務継続に向けた取り組みについて

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。

(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所のお客様相談・苦情担当

えこだ介護サービス 電 話 03-3955-9330
石 綿 敏 英 時 間 月～土曜日 午前9時～午後6時

(2) 当社以外の区市町村の相談・苦情窓口

	名 称	住 所	電 話 番 号
	第二育秀苑地域包括支援センター	練馬区羽沢 2-8-16	03-5912-0523
	練馬区保健福祉サービス 苦情調整委員会	練馬区豊玉北 6-12-2	03-3993-1344
	東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用	千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 10 階	03-6238-0177

1 4 第三者による評価の実施状況

なし

この契約書を証するため本書2通作成し、利用者と事業所が署名押印の上、各1通ずつを保有します。

令和 年 月 日

利用者に対して、契約書および重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者	住 所	東京都練馬区小竹町1-35-2
	事業者名	有限会社 イシワタ
	代表者氏名	石綿 敏英

事業所	住 所	東京都練馬区小竹町1-35-2
	事業所名	えこだ介護サービス
	指定番号	東京都 1371901925
	説明者	

私は、事業所より契約書および重要事項説明書について説明を受けました。

利用者	住 所	_____
	T E L	_____
	氏 名	_____

私は、本人の契約意志を確認し、署名代行いたしました。

代理人	住 所	_____
	T E L	_____
	氏 名	_____